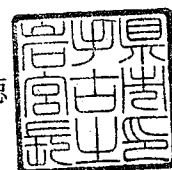


宮古市告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により宮古都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年7月14日

宮古市長 山本正徳



- 1 都市計画の種類（名称）  
都市施設（下水道）
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
宮古市新川町、藤原二丁目、宮町三丁目地内（別紙図面のとおり）
- 3 縦覧場所  
宮古市役所都市整備部都市計画課（市役所都市整備部第二事務所）

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

## 宮古都市計画下水道の変更（宮古市決定）

宮古都市計画下水道「4 その他の施設」に新川町雨水ポンプ場・藤原雨水ポンプ場・千徳雨水ポンプ場を次のように追加する。

### 4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
新川町雨水ポンプ場	宮古市新川町地内	約 1,550 m <sup>2</sup>
藤原雨水ポンプ場	宮古市藤原二丁目地内	約 1,180 m <sup>2</sup>
千徳雨水ポンプ場	宮古市宮町三丁目地内	約 260 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本計画変更は、浸水被害の著しい、新川町地区・藤原地区・千徳地区を対象に、雨水ポンプ場を追加するものである。

## 変更理由書

宮古市では東日本大震災後、大雨や満潮時には頻繁に浸水するため、ポンプによる内水排除の必要性が高まっている。本計画変更は、このうち特に浸水被害の著しい新川町地区・藤原地区・千徳地区を対象に、雨水ポンプ場を追加するものである。